



令和7年3月28日

深川市議会議長 近 沢 弘 幸 様

会 派 名 日本共産党
代表者名 松 原 やす子



政務活動費収支報告書

深川市議会政務活動費の交付に関する条例第11条第1項(第2項)の規定により、下記のとおり令和6年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収入
政務活動費 49,400 円

2 支出

(単位:円)

科目	金額	備考
調査研究費		
研修費	48,000	オンライン研修(2回受講) ① 市町村議会議員研修会 (8,000円) ② 全国地方議員社会保障研 修会(40,000円)
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費	1,400	書籍「地域から考える少子化対 策—異次元の少子化対策」批判
人件費		
事務所費		
合計	49,400	

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 差額 0 円

別記様式第5号(第4条関係)



令和7年3月28日

深川市議会議長 近沢 弘幸 様

会 派 名 日本共産党

代 表 者 名 松原 やす子



政務活動費実績報告書

深川市議会政務活動費の交付に関する条例第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

使 途	<input type="checkbox"/> 調査研究費	<input type="checkbox"/> 研修費	<input type="checkbox"/> 広報費	<input type="checkbox"/> 広聴費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費
	<input type="checkbox"/> 会議費	<input type="checkbox"/> 資料作成費	<input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費	<input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 事務所費
実施期間	資料購入 令和6年9月25日				
実施場所	「地域から考える少子化対策—異次元の少子化対策 批判」				
参加者名	—				
実績額	1,400円 (うち交付請求額 1,400円)				
内 容	書籍 「地域から考える少子化対策—異次元の少子化対策 批判」				

別記様式第5号(第4条関係)



令和7年3月28日

深川市議会議長 近沢 弘幸 様

会 派 名 日本共産党

代 表 者 名 松原 やす子



政務活動費実績報告書

深川市議会政務活動費の交付に関する条例第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

使 途	<input type="checkbox"/> 調査研究費	<input checked="" type="checkbox"/> 研修費	<input type="checkbox"/> 広報費	<input type="checkbox"/> 広聴費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費
	<input type="checkbox"/> 会議費	<input type="checkbox"/> 資料作成費	<input type="checkbox"/> 資料購入費	<input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 事務所費
実施期間	研修期間 ①令和6年9月25日 ②令和6年11月18日～20日				
実施場所	オンライン研修				
参加者名	松原やす子				
実績額	48,000円 (うち交付請求額 48,000円)				
内 容	研修報告～別紙のとおり				

令和6年度「日本共産党」政務活動報告書

第70回市町村議会議員研修会 ZOOM 受講

日時 2024年9月25日(水) 13:30~15:30

主催 自治体研究社

講師 自治体問題研究所理事長/奈良女子大学名葉教授 中山 徹

テーマ

『少子化に立ち向かうのは地域からー「異次元の少子化対策」批判

●講義内容

- 1, 少子化対策の実態と原因
 - ・将来人口予想
 - ・人口が増えない構造
 - ・少子化も原因
- 2, 政府が決めている異次元の少子化対策
 - ・少子化対策の概要
 - ・少子化対策の問題点
- 3, こどもだれでも通園制度について
 - ・制度の概要と問題点
 - ・市町村は来年度中にどのような準備が必要か
- 4, 市町村が進める少子化対策
 - ・どのような少子化対策が取り込まれているのか
 - ・少子化対策をどうすすめるべきか

講義内容から

- ・国の少子化対策、子育て支援は女性の就業者を増やすための対策と指摘
- ・少子化対策の大前提

少子化対策は重要だが、子供を産むかどうかは本人が決める事であり、政府が指示するものではない。また子供を産まないと決めても批判されるものでもない。一方子供を産みたいけれど社会的、経済的問題によって産む事を、ひかえている人が、多数いる。このような人たちが安心して産み、育てられ

る社会にすることが重要

また女性の社会進出を保障し、就業率を上げることも重要で、そのためには、女性の就業と育児の両立など、根本的な対策を同時に進めなくてはならない。

• 少子化対策の基本方向

少子化対策で最も重要なことは、新自由主義的な労働政策を抜本的に見直す事。特に非正規雇用を増やしてきた政策を撤回し、期限のない雇用を基本にすべきである。最低賃金を国全体で統一し、大幅に上げるべきである。賃上げを進める企業に対する優遇措置、中小企業に対する支援を具体的に進めるべき。

女性の就労と育児の両立が重要で、特に本人の意向に沿って選択できるようにすべき。時短勤務制度、育休時・時短勤務時の所得補償、育休後の職場復帰の保障、中小企業に対する支援措置等が重要。男性の意識改革と働き方改革が必要。

東京一極集中の抜本的な改善策が必要

教育費の自己負担軽減も重要（高等教育の）

• 財源は大手企業、富裕層に求めるべき

少子化対策を本格的に進めるために財源が必要。異次元の少子化対策ではその財源を、子ども・子育て支援金制度、社会保障の歳出改革等で、国民負担で確保しようとしている。

企業は膨大な内部留保を貯め込んでいるため、そこから財源を確保すべきである。政府の姿勢として、お金のない所から取るのではなく、お金のある所から取るべきである。

• 少子化対策は市町村の役割を重視すべし

- 1, 新自由主義的な労働政策の見直し、女性の就労と育児の両立など全国的視点での対策で、国が責任もって進めるべき
- 2, 地域の実情の合わせた少子化対策、市民の状況を踏まえた少子化対策は市町村が中心になって進めるべき

* 国は市町村の役割を重視し、市町村が必要な人材を確保できるように予算措置をすすめるべきである。

第9回全国地方議員社会保障研修会 ZOOM 受講

日時 2024年11月18日～20日

主催 大阪社会保障推進協議会

講師と講座内容

11月18日

- ① 講師 寺内 順子（大阪社保協事務局長・一般社団法人シンママ
応援代表）

基礎から国保を学び、「統一国保」の問題点を大阪から考える

- ② 講師 日下部雅喜（大阪社保協介護保険対策委員）
介護保険制度と保険料を基礎から学び、焦点となる訪問介護と
総合事業を考える

11月19日

- ① 講師 葛西 リサ（追手門学院大学准教授）
いのち・くらしをまもるための住宅政策を考える
- ② 講師 田中 正人（追手門学院大学教授）
復興の主体は誰か？誰のための政策か？～いのち・くらしをまも
るための復興政策を考える

11月20日

- ① 講師 辻 由紀子（こども家庭庁参与・シェリング茨木代表・
社会福祉士）
「制度がある」「制度が使える」は別物です～子ども・若者・家庭
支援の現場より
- ② 講師 小久保哲郎（弁護士・全国生活保護問題対策会議事務局長）
日本の生活保護制度の問題点～諸外国の生活保障制度との比較

講義内容から

- ① 「基礎から国保を学び、【統一国保】の問題点を大阪から考える

国保都道府県単位化とは

○2018年度から国保の運営を都道府県と市町村がおこなう。

都道府県は財政を握り市町村を支配する。市町村は賦課や給付の権限を
持つが「都道府県国保運営方針」に縛られる。

○市町村は都道他県が示す「事業費給付金」をどんなことがあっても年度
内に納付しないとイケない＝年貢

○都道府県単位の目的は国の医療負担の削減

○国保は医療費の支払い側。医療の供給については、都道府県が策定する

「地域医療計画」や公的公立病院廃止・統合で縛っていく

国保都道府県化後 何が変わったのか

- 都道府県が保険料の基礎となる事業費納付金・標準保険料の計算をする。→この数値がでないと市町村は保険料計算ができない。確定するのは1月。
 - 都道府県国民健康保険運営方針は都道府県と市町村で共同して策定しその後は方針に縛られる。
 - 「統一」と「統一しない」は給付金計算がちがう
「統一」の場合は「市町村の医療水準に差がない」ことを前提に事業費給付金計算をする。
 - 完全統一 ●納付金のみ統一 ●収納格差・直診以外統一
 - 直診以外統一
 - ・統一しない「医療費水準に差がある」
 - *現時点での統一に向けての都道府県の状況
 - 完全統一・・・大阪府・奈良県
 - 給付金ベース統一・・・北海道・その他
 - 保険料水準の統一に向けた現状整理と課題
 - (1) 給付金算定における課題
 - ・医療費水準
 - ・市町の「個別公費(国からのお金)」「個別経費(保険料の減免)の取扱
 - ・各事業での費用計上基準の整理
 - ・統一後に生じる納付金の過不足への対応
 - (2) 市町の保険料賦課における課題
 - ・保険料算定方式
 - ・応能・応益割合
 - ・基金活用による保険料引き下げ
 - ・条例で応能応益割合を規定している市町への対応
 - 2024年から奈良県と大阪府のみ完全統一
デメリットばかりでいいことない。統一国保だと保険料は絶対に高くなる
 - *沖縄県は「完全統一」を撤回している
- ②介護保険制度と保険料の基礎、訪問介護と総合事業
- 介護保険制度と保険料の基礎
 - ・「保険制度」の3大要素

- 1) 加入者＝保険料を支払う
- 2) 保険事故の査定・・・保険給付の対象者を決定
- 3) 利用者＝保険給付を受ける

○介護保険の運営主体（保険者）

介護保険の保険者は「市町村」 理由：高齢者は地域で生活
住民に身近な基礎的自治体
福祉・保健事業の実績

他の保険は・・・国民健康保険：「都道府県と市町村」
年金保険：「政府が所掌」

○「国民の努力と義務」

介護保険法 第4条2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険
事業に要する費用を公平に負担するものとする

○介護保険料の決定の3原則

介護保険法第129条

- 1) 市町村は、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を
徴収しなければならない
- 2) 保険料額は、政令で定める基準に従い条例で定めるところに
より算定された「保険料率」により算定される
- 3) その「保険料率」はおおむね3年を通じて財政の均衡を保つ
ことができるものでなければならない

*「財政の均衡」＝歳入・歳出が3年間で均衡するという原則
介護保険料が3年間で「余る」という事態は⇒保険料設定が高
すぎること↓

保険料が余った時、次の3年間に繰り入れ保険料を抑制する
⇒市町村介護給付費準備基金

保険料が不足した時、足りない部分を都道府県の設置された基
金から借金し、返済は次の3年間の保険料で返済する
⇒都道府県財政安定化基金 借入金・償還金

○訪問介護

2024年度介護報酬改定・・・「訪問介護」だけマイナス改定

2024年上半期の「介護事業者」倒産95件で最多

訪問介護報酬削減撤回を求める世論と運動

○総合事業

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が
が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制
づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な

③ いのち・くいをまもるための住宅政策を考える

○持家政策の前提の崩壊

- ・持家前提となる家族を形成しない人、離婚する人が増えた
- ・雇用の不安定化・・非正規雇用者の増加
- ・女性の貧困化・・婚姻が居住保障にはならない

○持家以外の選択肢がほとんどない

- ・日本は持家率が高い国（6割）、公的補助のない民間の賃貸住宅（3割）

- ・低所得者向けの公営住宅約3.6%、その他公的住宅を併せて5%

■住宅に困る人の多くが公的な補助のない民間賃貸住宅へ

- ・仕事の状態や収入審査があり、連帯保証人を求められるなど確保のハードルが高い

- ・高齢、障害、LGBTなど、低所得でなくても、入所差別を受ける

○制度があっても使えない、制度をコーディネートする人が必要

○住宅は健康にも学力にも強烈な影響を与える重要な要素

- ・住宅の確保を支援するだけが居住支援でない
- ・住む＝生きることを支える支援を切れ目なく継続する事
- ・全てを1つの機関が担うのはリスクが高い
- ・専門性をつなぐコンソーシアム化による支援が求められる

○多世代型シェアハウス、シニアと地域が支える現代版”下宿”

④ 復興の主体はだれか？誰のための復興か？

○被害を決定づける3要素

ハザード（自然現象による外力の大きさ）

脆弱性（人・地盤・構造物などの脆さ）

暴露性（自然現象に晒される空間や時間の量）

○スフィア・プロジェクト

人道支援活動を行う国際機関やNGO等によるボランティア活動
”被災者は尊厳ある生活を営む権利、援助を受ける権利を有する”
かれらの苦痛の軽減に向けて実行可能なあらゆる手段を尽くすべき

○復興政策の何が問題か？3つの論点

- ・被災者は我慢しなければならず、そこから立ち直るのは自己責任だという考えをどう覆すのか？
- ・復興の主体は誰なのか、誰のための政策なのかという原点に立ち返り、いかに復興政策を転換すべきか？

- ・私たちは原発に依存した社会をいつまで続けるのか？
- 防災まちづくりの実践に学ぶ
 - ・「対象療法」で延焼を防ぐ
 - ・「避難スイッチ」を地域で共有する
 - ・地域の役割分担で液状化被害を乗り越える

⑤ 制度がある制度が使える別物です～子ども・若者・家庭支援現場より

○本講座で伝えたい事

- ・DV・児童虐待・子どもの貧困・ヤングケアラー・いじめ・不登校。社会問題は全てつながっているので、枝葉の施策だけでは解決しない。
- ・国・地方公共団体で「制度を守って人を守らず」本末転倒な事態が起きている。
- ・困難は年度末には終わらない。人を年度や縦割りで区切ることはできない。職員の異動も課題。
- ・国・都道府県・市町村の階層をまたいだ連携、自治体をまたいだ連携も課題。
- ・これらの課題をクリアできないと「切れ目がない」「連携」は絵に書いた餅でしかない。
- ・「制度がある」「制度が使える」別物

○なかよしの他人を増やす

- ・縁のない者同士が助け合う。理想の社会。
- ・法律・制度・場所は「人」が運用するもので、「人」の「心」がないと形骸化する。
- ・法的根拠にとらわれない「住民力」を高める。
- ・「しんどい」と感じた時にすぐに話せる風土と関係を先に作っておく。子どもの頃に話せていたら、大人になっても話せる。
- ・長い人生。困らない人なんていない。安心して困れるまちへ。「支援」ではなく「困った時はお互い様」・「互助」、「応援」。
- ・人と人が当たり前前に助け合う社会へ。

⑥ 日本の生活保護制度の問題点

○生活保護制度がセーフティネットの機能を果たしていない

2つの側面

- 1) 生活保護制度の利用にたどり着けていない
- 2) 生活保護制度の利用にたどり着いたとしても、現在の

生活保護制度が健康で文化的な最低限度の生活を保障していない
○生活保護制度がセーフティネットの機能・役割を果たしていない
要因

〈要因・原因〉

- 1) 生活保護制度の問題
法律上の問題
運用上の問題
- 2) 社会保障制度全体の問題